

平成24年 教育委員会第20回定例会 会議録

日 時 平成24年11月27日（火） 午後3時00分～午後4時08分
場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【子ども総務課】

- (1) 『議案第34号』 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 2 協議

【子ども支援課】

- (1) 千代田区立幼稚園使用条例施行規則の一部改正

第 3 報告

【子ども総務課】

- (1) 移動教育委員会（12月11日）
(2) 第4回区議会定例会報告
(3) 子どもの遊び場確保に関する検討会 検討状況

【子ども支援課】

- (1) 平成25年度 保育園・こども園等のご案内
(2) 平成24年 年末保育の実施

【児童・家庭支援センター】

- (1) 平成25年度「学童クラブ」入会の募集

【指導課】

- (1) 二松学舎大学との協定
(2) 白鳥教室

第 4 その他

【児童・家庭支援センター】

- (1) 子ども発達センター「さくらキッズ」パンフレット配布について

出席委員（5名）

教育委員長	中川 典子
教育委員長職務代理者	近藤 明義
教育委員	市川 正
教育委員	古川 紀子
教育長	山崎 芳明

出席職員（7名）

子ども・教育部長	高山 三郎
----------	-------

子ども総務課長事務取扱 子ども・教育部参事	高橋 誠一郎
子ども施設課長	辰島 健
子ども支援課長	依田 昭夫
児童・家庭支援センター所長	山下 律子
学務課長	平井 秀明
指導課長	佐藤 興二

欠席職員（2名）

次世代育成担当部長	保科 彰吾
参事（子ども健康担当）	木村 博子

書記（2名）

総務係長	小宮 三雄
総務係員	鶴田 優子

中川委員長	開会に先立ち、傍聴者から傍聴申請があった場合は、傍聴を許可することとしますので、ご了承ください。 ただいまから、平成24年教育委員会第20回定例会を開催いたします。 本日、欠席者は保科次世代育成担当部長、木村参事で、ほかの会議に出席のため欠席です。 今回の署名委員は、古川委員にお願いいたします。
古川委員	承知いたしました。

◎日程第1 議案

子ども総務課

(1) 『議案第34号』 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

中川委員長	日程第1、議案に入ります。 初めに、議案第34号、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてです。 条例案件は、子ども総務課扱いとなっていますが、詳細については事業所管課である指導課長より説明をお願いいたします。
指導課長	議案第34号について、教育委員会資料に基づきましてご説明を申し上げます。 クリップどめになっているもの、A4、1枚のものと、ステープラーどめになっておりますものが一部になっております。よろしく申し上げます。 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正は、平成24年10月23日に教

育委員会でご報告しました、人事委員会の勧告に基づきまして、給与の条例改正をするものでございます。

改正の趣旨といたしましては、平成24年の特別区人事委員会勧告を踏まえ、職員の給与水準を社会経済情勢の変化に対応した内容に改めるということで、前回ご報告いたしましたように、公民較差としましては783円、率で言いますと0.19%を解消するためでございます。

原則、全ての給与及び号級についての引き下げをしますが、一類の初任給までの号級等は据え置きになります。

また、係長職についても引き下げを緩和しております。

なお、期末手当、勤勉手当等の特別給については改定なしということになっております。

給料表の改正につきましては、ステープラーどめの資料をご覧いただき、条例の第6条の別表第1をご用意させていただいております。こちらは、1級から4級、それぞれ号級に伴いまして、新しいものを載せております。

平成23年度、平均給与としては41万6,772円だったものが、平成24年勧告では、平均給与が41万2,387円、差額4,385円という結果となっております。

そして、5枚目をおめくりいただきますと、新旧対照表がございます。

また、もう1枚おめくりいただきますと、給与表の新しい改正後が2枚、現行、旧のものが2枚ございます。

なお、条例の附則の部分につきまして、平成24年4月以降の公民較差相当分ということでの解消を図るということで、平成24年6月の期末勤勉手当の調整と、4月の給与からのものに0.19%を掛けて、平成25年3月期の期末手当において、所要の調整措置を講ずるというものでございます。

なお、施行年月日は平成25年1月1日ということで、例年同じような条例改正になります。

説明は以上です。

中川委員長

ありがとうございました。

説明が終わりました。ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

中川委員長

それでは、特にないようですので、議案第34号について採決いたします。賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

中川委員長
子ども総務課長

全員賛成につき、議案第34号を決定することといたします。

委員長、ただいま採決いただきました議案第34号につきましては、後日、千代田区長から、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条」の規定に基づき、教育委員会に意見聴取がある予定でございます。内容趣旨に相違がない場合は、教育委員会として異議ない旨の回答をすることを、事前に

中川委員長 | ご承認をお願いいたします。
それでは、内容について相違がない場合は、事前に承認をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。
(了 承)
中川委員長 | それでは、承認いたしました。

◎日程第2 協議

子ども支援課

(1) 千代田区立幼稚園使用条例施行規則の一部改正

中川委員長 | 日程第2、協議に入ります。
千代田区立幼稚園使用条例施行規則の一部改正について、子ども支援課長より説明をお願いいたします。

子ども支援課長 | 教育委員会資料に基づきまして、幼稚園使用条例施行規則の一部改正の概要についてご説明いたします。
こちらについては、平成24年9月11日、本定例会におきまして、議案第31号『幼稚園使用条例の一部改正条例』の議決を受けて、規則を改正したものでございます。
内容につきましては、千代田幼稚園が、来年度、長時間保育課程を設けますので、使用する入園申込書及び入園許可通知書を新たに規定するものです。
また、給食の実施及び給食費についても新たに規定を設けるものでございます。
1枚おめくりいただきますと、新旧対照表が入っております。この規則については、既に昌平幼稚園が今年度から施行されていますが、そこに千代田幼稚園を加えるものでございます。
第8条が給食の実施等ということで、こちらも千代田幼稚園を加えております。
別紙1とございますが、こちらが幼稚園入園申込書でございます。短時間保育用ということでございます。
別紙2-1でございますが、こちらが幼稚園の長時間保育課程の入園申込書でございます。こども園、保育園に準じた形でございます。
1枚めくっていただきますと、これが現在の長時間の裏面に当たるところでございます。
別紙3が幼稚園（短時間保育・長時間保育）課程の入園許可通知書の書式でございます。こういった書式を新たに加える改正でございます。
この施行年月日でございますけども、平成25年4月1日からでございます。
説明は以上でございます。
中川委員長 | ありがとうございます。

説明が終わりました。ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

◎日程第3 報告

子ども総務課

- (1) 移動教育委員会 (12月11日)
- (2) 第4回区議会定例会報告
- (3) 子どもの遊び場確保に関する検討会 検討状況

子ども支援課

- (1) 平成25年度 保育園・こども園等のご案内
- (2) 平成24年 年末保育の実施

児童・家庭支援センター

- (1) 平成25年度「学童クラブ」入会の募集

指導課

- (1) 二松学舎大学との協定
- (2) 白鳥教室

中川委員長

それでは、特にないようですので、日程第3、報告に入ります。

報告は全部で8件あります。

初めに、子ども総務課長より報告をお願いいたします。

子ども総務課長

それでは、子ども総務課から報告事項が3件ございます。

まず、移動教育委員会についてご報告申し上げます。

「12月11日(火)移動教育委員会(第21回定例会) 昌平小学校(案)」という資料に基づき、ご説明申し上げます。

次回の教育委員会定例会は、昌平小学校で移動教育委員会として行う予定でございます。

移動に際しましては、車での移動を予定しております。したがって、教育委員の皆様には、資料にございますとおり、13時10分に区役所を出発し、昌平小学校に移動していただき、まずは5時限目の授業を参観していただきます。その後、14時30分から1時間、教育委員会の定例会を行わせていただき、休憩の後、昌平小学校児童との懇談を30分予定しております。

なお、15時10分以降、14時30分からの1時間でもし教育委員会の定例会の議案が終了しなかった場合、引き続き16時10分から改めて定例会を行わせていただく予定でございます。

こちらの説明は以上でございます。

中川委員長

この移動教育委員会について、何かご質問がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

中川 委員長

特にないようですので、

それでは、第4回区議会定例会報告をお願いいたします。

子ども総務課長

資料が2枚ございます。

1枚目は、区長の招集挨拶であります。第4回定例会、先週の11月20日(木)から開会いたしました。その中で、本文の11ページ以降、子育て支援施策について、区長のこれまでの取り組み、今後の取り組みについての考え方について述べたものでございます。後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、11月28日(水)から区議会の代表質問、一般質問がございます。その中で、教育委員会にかかわる質問は4名ございました。代表質問といたしましては、共産党の木村議員と公明党の山田委員から、一般質問は自民党の内田議員と新しい千代田のはやお議員からございました。

それでは、この発言通告書、A4横の資料を用いながら説明したいと思います。

2ページをご覧ください。

2ページの木村議員の中で、直接は教育委員会の業務内容に触れていないのですが、この中の(1)行財政構造改革についての中で、質問の取材の結果わかりましたのは、2つございました。1つは、平成25年4月に改築が終わります神田保育園は公設公営ということでもいいのかという質問。そして、2点目は、非常勤幼稚園教諭は、担任を持ちながら契約自体は半年契約という、非常に不安定な状態で勤めているということは、保育、教育の質的向上と言えるのかという質問でございました。

3ページ目をご覧ください。

公明党の山田議員からは、全て教育委員会関係でございまして、3点ございました。「子ども・子育て関連3法」について、「子育て環境・父母の役割」について、「当面の施設整備・緊急保育施設等」でございまして、この中には、子どもの遊び場関係についての質問もございました。

そして、資料をおめくりください。5ページ目に自民党の内田議員から、「子どもの教育・保育プログラムについて」ということで、「就学前の子ども育成の基本理念」について、そして「千代田区独自の教育・保育プログラム」についてのお尋ねがございました。

6ページをお開きください。新しい千代田のはやお議員から、教育委員会の関係ということで、2件ございました。「子どもを育む環境づくりの支援について」と「学校・家庭・地域の連携協力の推進に向けての今後の方向性について」といった質問をいただいているところでございます。

これらの質問に対します答弁、概要につきましては、次回の定例会で改めて報告させていただきたいと考えております。

以上が区議会の報告でございます。

中川 委員長

これにつきましては、何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

中川委員長

それでは、子どもの遊び場確保に関する検討会の検討状況、お願いいたします。

子ども総務課長

子どもの遊び場確保に関する取り組みにつきましては、第17回定例会でも、途中経過について簡単に触れさせていただきました。その後、この検討会の検討も進み、また、これに伴います試行運用も10月28日(日)から行い、去る11月24日(土)で終わったのですが、その検証結果も踏まえた形で、完全版ではないのですが、おおよそこういう形での報告を今後作成するというので、途中経過をご紹介したいと考えております。

6ページ、7ページに、4回目までの検討会での検討内容の概要をご紹介申し上げております。そして、実は先週5回目の検討会がありまして、最終回を12月に予定しております。この5回、6回、検討会の内容を全て含めた形での報告書となります。後ほどご覧いただければ、どういう議論がなされたかということについてはご理解いただけるかと思っております。

9ページ以降が試行についての結果報告でございます。旧九段中学校の校庭と和泉公園で行った日程、10ページには参加人員、11ページ以降が、子どもたちのアンケートの集計結果が14ページまで個別に出ております。

自由意見を求めましたところ、まとめてありますけど、さまざまな意見をいただいたところでございます。

16ページに記載してあることが全てではありませんが、この試行運用をした結果、私ども事務局で分析した結果を簡単にご紹介したいと思います。

こちらの表の、特に右側「分かったこと」「考えられること」をご覧いただければと思います。

まず、参加者についてでございますが、和泉公園は人口密集地からのアクセスが良く、広い芝生があるため、普段から人が集まりやすい。また、和泉小学校に隣接しているため、学校帰りに子どもが、様子が見えるので参加者が多かったのではないかと。

一方、旧九段中学校は、場所がわかりにくい。そのため人が集まりにくかった。ただ、一度利用した方は繰り返し来ていただいているということがわかりました。

また、この試行は土曜・日曜日だけではなくて、平日にも行いました。この平日の試行の中で、和泉公園の利用者が多かったのは、放課後子ども教室がない日を設定しました。その日は非常に子どもたちが多かったということが推定されます。

種目ですが、この遊び場の眼目は、1つには、体を思いっきり使って遊ぶという外遊びの楽しさをわかってもらおうとすることです。旧来からの遊びだけではなくて、運動のあんまり得意でない子どもにも取りかかってもらおうということで、積極的にニュースポーツを紹介しているところでございますが、そのニュースポーツの中でも取り組みやすいものが、子どもたちに人気のあったのがわかったと。

そして、5番目の評価でございますが、これは前回の教育委員会でも教育委員の皆様からご指摘いただきましたが、プレーリーダーについて触れております。1人で遊びに来た子どもも、プレーリーダーがいれば一緒に遊ぶということがわかった。遊び場に来て、つまらないから帰るといことがないということがわかった。加えて、プレーリーダーに対する評価は非常に高く、キャッチボール等、ボール遊びをするためには、やはり安全管理の視点からもそういった方が必要ではないかという分析をしたところでございます。

そして、一番大事な報告書の眼目は空欄になっております。ここが、理想の遊び場と当面の取り組みの具体的方策となっております。これが、将来的理想の遊び場については、教育委員会でも中川委員長からもご提案いただきましたことも含めて、千代田区にとってどういったことが子どもの遊び場にとってふさわしいのか、これからご意見をいただく予定でございます。ただ、一直線に理想の遊び場というふうにはいきませんので、当面、平成25年4月以降、取り組むべきできることについてのご意見を18ページで、これは次回検討会でいろいろといただきまして、またまとめると。こういった段階に来ているということでございます。大変簡単ではありますが、そういう途中経過というところで、まとめましたら、また改めて報告させていただきます。

説明は以上です。

中川委員長

ありがとうございました。

この件につきまして、ご意見、ご質問などお願いいたします。

古川委員

試行運用の和泉公園の方に、私も様子を見てまいりました。

そのときの様子は、まだ午前中だったのでそんなに子どもは集まっていなかったんですが、公園の敷地をいっぱい使って、いろんな遊びが設定されていて、公園が効率良く活用されていたのと、プレーリーダーの方のおかげで、年の違う子どもと一緒に遊んでいたのはすごくよかったですと思います。

全体の雰囲気も、まずこれをして、次はこっちとか、プレーリーダーが引っ張っていくのではなくて、子どもがしたい遊びに寄り添ってくれている感じがとてもしました。

本来、日常的な子どもの遊び場に大人が入っていかなくてもいいことだとは思いますが、ああいう寄り添い方でいてくれるなら、子どもたちが公園で遊ぶ楽しさとか、他の年の子と一緒に遊ぶきっかけになったりとか、あと、遊び方の工夫をするのに、リーダーの方も力になってくれるのではないかなと思いました。

遊び場としてイベント的な感じになっているようでしたが、子どもたちが好きに自由に遊んでいる感じがとてもよかったですと思います。

それから、偶然かもしれませんが、数回様子を見に行った中で、休日には、お父さんが小さな子どもを連れて来ている家族が結構目に留まりました。アンケートでそういう統計が出ているかわかりません。「お父さんが子どもを公園に連れていっても、どうやって遊ばせていいか戸惑ってしまう」

ということを目にしたことがあるので、ああいう雰囲気があると、遊ばせるきっかけになるのかなと思いました。

今後ずっと日常的に近所の公園にプレーリーダーがいるということではなくて、定期的に「この日はああいう遊び場になっているから」ということが地域の子どもや大人に周知されて、公園に出かけるきっかけになってくれればいいなと思っています。

また、私の近所の公園が数年前にリフォームされて、見通しがよくてすっきりとしました。防犯の面で言うるととてもいいのですが、のっぺりした感じだと個人的には思っていました。せっかく広場になっているのでボール遊びでもできればいいんですが、ボール遊びは禁止なので、この機会に、その日はボール遊びができる日になってくれるといいなと思っています。

以上です。

子ども総務課長

いろいろと古川委員から感想をいただきましたが、実はこの遊びの検討会の中でも、多くの委員の方々から、条件整備しただけでは子どもは来ないというのは繰り返し言われました。子どもを呼び込む仕掛けが必要なので、それは毎回でなくてもいいんだけど、繰り返し繰り返し行い、時にはイベントを打ったりと、飽きさせないで、また常連が幅をきかせないような形で、違ったメニューで遊ばせる。それを定期的に行うと、その場所に子どもたちは、毎週とか毎日はなかなか厳しいですが、月に一回でも二回でもそういうことを繰り返すと定着してくるんじゃないですかということ言われました。

子どもの遊び場の事業で、特に休みの日は、子どもたちが連れ立って公園に来るというのはなくて、基本的には親子連れ、未就学のお子さんと親御さんが来て、そこにある遊具なりを使って遊ぶ。それでわからなかったら、プレーリーダーが教えるという状況が、和泉公園にもありましたし、九段中学校でもありました。

プレーリーダーの方々は、特にイベント性のある事業ということで、子どもを遊ばせることにたけている方々に来ていただいているので、非常に上手です。押しつけというふうにならないような形でやっているところを見せて、楽しいよという形で呼び込むと。一回お手本を見せれば、後は子どもたちで自由に遊べます。また子どもたちを見ていますと、いろんな遊びが屋台のように4つ、5つありますと、選んで遊ぶと、飽きないで数時間はいてくれるというのが、我々が見ていてありました。

これをこれからずっと続けていくにしても、毎週というのはなかなか骨の折れるところなので、やり方はまた、一回試行は閉じましたが、引き続き、今年度中も月に数回ずつでも継続していく必要があるんじゃないかということが、内部的な検討でしているところでございます。

いずれにしても、この告知については、繰り返し学校を通じての告知、地域を通じての告知をしていながら、地域の方々に認知されませんとなかなか浸透していかないかなと思います。ここで試行を休止します

と、遊び場の気運がしぼんでしまいますので、やり方を工夫しながら、条例制定は見据えておりますが、その前に試行というのを続けていきたいと考えているところでございます。

そして、何よりも大変なのは、プレーリーダーをどういう形で配置し、また育成していくかという、そこら辺の確保についてです。今回の試行でやってみて、絶対数の方もいらっしゃいませんし、特段資格は必要ないのですが、考え方とか、公園の利用者、他の利用者とのトラブルを防ぐための防波堤になるような方々という、一定程度の経験、知識が必要となってくるのかなというところがあります。まだそのあたりの課題がこの場でうまく整理してお伝えできないのですが、ポイントは、ボール遊びをさせるには誰かが見ていないと、公園で単純にボール遊びというわけにはいかないのではないかなというのが、現在の担当レベルでの感想でございます。

中川委員長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

近藤委員 この記録を読ませていただくと、さきほどから幾つか意見が出ている、このプレーリーダーという方の存在感が非常に大きいなと思います。しかも、第2回目の検討会で、記録の中にも既に「プレーリーダー」という文言が出てきていますね。このあたりは、事務局で誘導と言いますか、こういう方々が必要なんじゃないかということだったんですか。それとも、この委員のメンバーの中から必然的に出てきた形のものなんですか。まず、それを教えていただければなと思います。

子ども総務課長 この検討会の議論では、発言は全て自由です。たまたま座長をお願いしております上智大学の師岡先生という方が、日本だけでなく、世界の遊び場事情について精通しておられる方で、ふた昔前ぐらいは、アメリカ合衆国で、安全の観点から、公園に子どもが来なくなっちゃった時期があったそうです。それを何とか、公園にまた子どもたちを呼び込むためには仕掛けが必要だと、そういう働きかけをする人が必要なんだよという、そういうアメリカの事例を紹介しながら、積極的に子どもを遊ばせる人が必要なんですよということを座長からご紹介いただいて、ああ、それだったら、そういうことかもしれないねというところから議論が進んだところでございます。私どもはその資料の材料は用意いたしますけども、議論の誘導は一切しておりません。

近藤委員 言葉が至らなかったのかもしれないですが、なぜ2回目から出てきたかということは理解ができました。

アンケートの結果だとか、そのほか、プレーリーダーという方の存在感が高い、プレーリーダーがいたことによってうまくいった、要するに存在そのものが機能していたという言い方でできると思うんですが、具体的にどういう方が、今回、この任を負ったんですか。

子ども総務課長 2種類おりまして、1つは、土曜日・日曜日のイベント的なところについては、専門家、日本レクリエーション協会の関係の東京都レクリエーション

協会の方々に、子どもを遊ばせることに長けた方をお願いしました。

平日は、日本大学の理工学部の学生が中心となって、子どもを遊ばせるネットワークをやっておりますNPO団体が区内にあります。この団体が、実は青少年委員会で運用しているひがた探検隊の面倒も見ていただいている方々を知っていたものですから、お声かけして、平日の夕方はそこの学生さんにプレーリーダーをお願いして、お願いして行いました。

近藤委員　　そうですか。今後の課題として、どう、そういう方々を育成するかと先ほどおっしゃっていましたが、まさにこういう方々を育成するというか、こういう資質を育てていくというのが、青少年委員会の目的であり、青少年委員会設置の趣旨じゃないでしょうか。メンバーに委員長さんが入っていらっしゃるようですが、もっと青少年委員会をこういう面で活用していくというのか、お願いしていくというのか、そういうところなんじゃないでしょうか。そのほか、何か、育成の方向性というのはお持ちなんですか。

子ども総務課長　　手探りなんですけど、大学生というのは毎年卒業しますので、今の学生たちも卒業します。日常的にこういう事業が続くのであれば、1つの活動の拠点ができるということで、平日の、もし午後ということであれば、その事業と活動がタイアップして、一遍に全区的な展開はできないにしても、活動自体は少しずつでも広がっていくかなと思っております。

　　したがって、遊び場の事業が全区的な展開をいきなりできるというふうに到底考えておりません。1カ所、2カ所からスタートしながら、さまざまな地域事情もあるでしょうし、全てが行政でできる仕事じゃありませんから、多くのところを、まさに近藤委員がおっしゃったように、青少年委員の方々や体育指導員の方々、地域のそういった方々のお力添えをいただきながら、いろんな方々のご理解をいただきながら少しずつ広げていくのが、この事業の眼目なのかなと考えております。毎週というのはなかなか負担があるのでできませんし、また既存の校庭開放事業とか、放課後子どもプランとか、類似している事業もございます。そういったところの整理、統合も、今後図っていかなくてははいけませんけど、まずは一步を踏み出すというところのご理解をいただきたいと考えております。

近藤委員　　ありがとうございます。

中川委員長　　よろしいですか。

古川委員　　気になるのは、「利用者の責務を明記するべきである」と、まとめのところにあったのですが、自己責任で遊ぶということを事前にしっかり断って、保護者の方も、何か別途、場所を用意してもらって預けてしまうような意識でないように始めていったほうがいいなと思います。放課後子ども教室でも、遊びとか学習とか体験とか用意していただいていると思いますが、それとはまた全然違いますよね。こちらはもっと自主的なところですよ。なので、分けてというのか、とにかく自己責任でできるところは強調したほうがいいと思います。

子ども総務課長　　この自己責任ということは、あえて繰り返し書きましたのも、実は検討会

の中での議論で、盛んにここは主張されたところ、委員さんから言われたところでございます。ともすると、最近の傾向は、一見、区の行事、こういった条件整備をして行った事業に対して、誰かがけがをすると、全てそれは、行ったからけがしたんじゃないかというような方が往々にしてあります。ここは思い切って遊ぶと、少々のけがもしようがないんじゃないかということをお知らせするのも遊びの有用性だということで、昔からそこら辺は当たり前のことなんです、今まで区の主催する事業でしたら、基本的に保険の範囲ですが、これを全て保険でカバーということは当然なじみません。そういうことではなくて、思い切り体で遊んだら、少々の危険もあるだろうし、けがもするんだよということをおわかってもらいたいよねという、非常に一般的な話だと思いますが、そういう議論を、固く言うと自己責任ということで、何かが起きて役所がすぐに対応はできませんよということをお、うまく言えないもんですから、自己責任という言い方で、まとめてしまったというところが実態であります。

中川委員長
市川委員

他にいかがでしょうか。

今の自己責任でというのは、行政としてどうなんだということが1つあります。

それから、この条例案を見ますと、事業者が行うというふうに出てくるんですね。その条例案なるものも、区長の条例案ということになっているわけなんです、もう少し色々なことを事務局でたたく必要があるんじゃないでしょうか。結局、今あるポケットパークというんですか、千代田区は小さい赤ちゃんデビューじゃないですけども。それも、例えばボール投げをしたら危ないから、ボールにぶつかったら危ないからということで、いろいろ規制が出てきているわけで、結局ボール投げができない公園になったりするわけですね。これを見ると、皆さんの委員さんたちの意見で、小学生以下が主に使う公園にしたいというようなことが書いてあるんですが、それで本当にいいのかどうなのか、次世代育成ではないのではないのかなと思います。

中川委員長
市川委員
子ども・教育部長
中川委員長
子ども・教育部長

それは、どこに書いてありますか。

19ページでしたかね。

基本的に小学生を中心にとというふうにと書いてあります。

「以下」ではないですよ。「中心」というふうには。

そうです、「中心」に。小学生だけでなきゃ入れないということではないです。

市川委員

つまり、私が今言う、小学生以下というのは、中学生が入ればボールのスピードなんか違いますからね、キャッチボールをやるにしても。規制の面からいろいろと問題が出てくるんだろうと思います。だから、そこら辺を事務的にきちんと詰めない、条例案を教育委員会の、これを見ると、試行のときは教育委員会が主催になってということだったんですね。ということは、条例も教育委員会がやりますということになるんですかね。そうである

とすれば、こういうふうな問題があるんだけれども、やむを得ないよとか。他にアイデアはないんだよというようなことをもう少しやらないといけないんじゃないでしょうか。

それから、先ほど近藤委員からも出ていましたが、面倒を見てくれる人ですよね。どういう形で、2種類ありますみたいな言い方をしていましたが、きちんとその辺も詰めないと、万一けがをさせたときに、子どもは痛い、痛いで、病院へ連れて行って終わりなんでしょうけど、あまりひどいと親は黙っちゃいませんよね。

そういうことをきちんと詰めた上で意見を求めたらどうですかと事務局に言っているんですよ。そのことを申し上げたいために、もう少し詰めたらどうですかと。例えば、事務局の中でどういう議論があったのかわかりませんが、せっかくこういう意見が出ているんですから、それが生きるように、確かに全部一遍にやれと言ったってできないよというのは、そうおっしゃっていたのもわかります。わかりますけど、最低限のところは詰めないと、こんなことが起こってしまいました、どうしましょう、では済まないですよね。

中川委員長

一言だけ申し上げさせていただきますが、子どもたちが千代田区の中でどう遊び場を確保していくかということを考えるのがスタートだったと思います。そのときにお手本となるのは、私はプレーパークせたがやじゃないかと思っています。26ページに書いてありますが、NPO法人プレーパークせたがやが羽根木・世田谷・駒沢はらっぱ・烏山と、4つのプレーパーク事業を世田谷区から委託を受けて運営しているというのがあるんですよね。プレーリーダーを区で依頼するのではなくて、そういう組織ができて、そういうところが運営するほうがいいんじゃないかなと私は思います。個人的な意見を言わせていただきますが。

それで、プレーパークせたがやというのを見てきてくださいとお願いしたんですが、子どもたちが、本当に自分たちがやりたいことをやっているのを、周りでもってNPO法人の方が見ているということで、例えば火を使ってもいいようなことまでできるような形をやっているんですね。

せっかく千代田区で条例をつくるんだったら、そういうことまで視野に入れて、自分の責任で自由に遊ぶということを取り入れていかないと、責任逃れの、単なる自己責任ですよということになってしまいます。プレーパークせたがやでは、自分がやりたいことを、こういうことでやるんだったら、少しぐらいは事故になるかもしれないよということを、子どもたちが自主的に、自分たちがやるからこうしたいよということを言ったのを条例に盛り込んでいるんですよね。そういうふうにしていかないといけないんじゃないかなと思います。

例えば、今のやり方、試行ですからいいんですが、ボール遊びとかのニュースポーツをこちらが準備するのではなくて、もっと創造的な遊びとか、例えば木にロープを渡してターザンごっこをすとか、そういうことまでできるようなことをさせてあげたいというのが条例に盛り込めたらいいなと思いま

す。

26ページのプレーリーダーについても、プレーリーダーというのは、「子どもが自ら遊びたいなあと思わせる人。指導者ではない。」と書いてあるんですが、こういう人を育てることは大事なのではないかなと思います。

もっとワイルドなことができるような環境をつくってあげたいなと思います。

市川委員、いかがですか。他によろしいですか。

市川委員
中川委員長

条例案ができれば、また発言させていただきます。

それでは、この3点についてはよろしいでしょうか。

(了 承)

中川委員長
子ども支援課長

それでは、子ども支援課長より報告をお願いいたします。

支援課から2点ございます。

1点目でございますが、「平成25年度 保育園・こども園等のご案内」でございます。

1ページ目でございます。

昨年度との変更点でございますが、まず、1ページの3「幼保一体施設」、千代田幼保一体施設が平成25年4月から開設になりますので、ここが新たに加わったところでございます。千代田幼稚園の3歳児に長時間保育課程を設けますので、10人ということになっております。その下、幼保一体施設内の保育園ということで、(仮称)千代田保育園でございますが、こちらにつきましては、認可外保育施設という形で、民間事業者が運営する予定でございます。0歳児・1歳児が10人、2歳児が10人、計20人の定員でございます。

2ページ目になりますが、4「認証保育所」でございます。こちらの一番下、保育室「愛の園」が今年度の6月1日から認証化されましたので、新たに加わりました。その上のキッズスクウェア丸の内永楽ビルも平成24年4月から認証保育所として加わりましたので、平成25年度のご案内に掲載されました。

続きまして、2ページ目の6「家庭的保育事業」でございます。

「あい・ぽーと 小さな家」は平成24年11月1日からオープンいたしました。定員5名ということで、現在運営しています。若干の定員に満たない部分がございますので、こちらのご案内に掲載させていただいています。

2ページ目の7「千代田区緊急保育施設」でございます。こちらについては、旧今川中学校跡に、平成22年6月より待機児童解消のために緊急保育施設といったところで運営しましたが、今年度、待機児童ゼロということもございまして、あと千代田幼稚園に長時間、あと神田保育園の本園舎も定員が増えるため、そちらに現在の在園の皆さんが転園されるということで、平成25年5月をもって一旦閉園という形にさせていただきます。

あとは、ご参照いただきたいと思います。

こちらのご案内に基づきまして、平成24年12月3日から平成25年1月いっ

ばいが保育園・こども園の長時間課程の入園の申し込みを子ども支援課で行う予定でございます。よろしくお願いいたします。

こちらの説明は以上でございます。

中川委員長

報告が終わりました。ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

中川委員長
子ども支援課長

それでは、2件目をお願いいたします。

(2)平成24年 年末保育の実施でございます。だいたい色のしおりをご参照いただきたいと思います。

こちらも、例年行っている事業でございます。今年度は、平成24年12月29日(土)と30日(日)、年末の保育を実施いたします。

実施園については、神田保育園、四番町保育園、神田地区と番町地区、1園ずつ実施いたします。

1枚あけていただくと、「利用できるお子さん」というのが真ん中の辺にございますが、千代田区の区立の保育園、こども園に通っていないお子さんも対象になる事業でございます。

申込期間が平成24年11月22日から12月7日ということでございます。

定員は、各46名でございます。

平成23年の実績でございますが、神田保育園が39名、四番町保育園が28名の67名、ちなみに平成22年は、神田保育園が50名、四番町保育園が24名ということでございます。

こちらの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

中川委員長

ありがとうございました。

これにつきまして、何かご質問がありましたら。

(「なし」の声あり)

中川委員長

それでは、次に移りたいと思います。

次に、児童・家庭支援センター所長より報告をお願いいたします。

児童・家庭支援センター所長

1枚ものの「平成25年度「学童クラブ」入会の募集」というペーパーをご覧ください。

例年どおり、区立の児童館併設学童クラブ4カ所、民間学童クラブ9カ所についての平成25年度の入会の募集をさせていただくものです。

申込期日は平成25年1月9日から2月9日の間で、申し込みを希望する学童クラブの方に区立・民間をあわせて、どちらか1カ所に直接お申し込みをいただくようになります。

申し込みの結果は、平成25年2月28日までに発送する予定になっております。

この施設の4カ所、9カ所の施設の内容等については、平成24年度と変更点はございません。

報告は以上でございます。

中川委員長

ありがとうございました。
これにつきまして、何かご意見、ご質問がありましたら。
よろしいですか。

(「なし」の声あり)

中川委員長

それでは、特にないようですので、次に指導課長より報告をお願いいたします。

指導課長

教育委員会資料「二松学舎大学との協定について」の資料に基づきましてご説明を申し上げます。

このたび、二松学舎大学から、教育職員を目指す学生を実務研修生として中学校に派遣し、学校現場の1日あるいは1年間の流れについて実務経験を通して知るところをさせたいと申し出がありました。また、将来、教育職員になったときの経験とさせたいということで、これまで2週間ないしは4週間行っていた教育実習に加えて、実務研修生という制度を二松学舎大学の方で考えました。

教育委員会といたしましても、そういう学生が中学校現場に入ることによって、将来の教員の育成をすることができるのではないのかということ、また、中学校の生徒への学習面はもとより、生活指導面でも間接的な支援が可能となるのではないのかということ、このたび二松学舎大学との、こういった趣旨の協定を結ぶこととなりました。

派遣の学生は、大学の3年生となります。教育職員希望者が60名ほどいらっしゃるのですが、そのうち、選抜をして30名に絞るということです。また、単位認定も課しておりますので、学生も真剣になってこの実務研修を行うと伺っております。派遣期間は平成25年4月から平成26年3月、平成25年度という形になります。週1日から、学生の状況によっては半日程度、計35回を予定しております。4月ぐらいと書いているんですが、大学側並びに派遣先の学校によっては、5月の連休明けというのが実情的かなというところがございます。ただ、学校によっては4月から来てほしいという場合には、4月から派遣ができます。

具体的な派遣内容ですが、二松学舎大学文学部の学生が中心ですので、国語科の授業観察、学級経営補助、生徒とのかかわり等を通して、学校現場の1日の流れや1年の流れを学ぶというものでございます。

実績につきましては、今年度、試行的に江東区と群馬県で行っていたということです。この制度そのものが来年度から本格実施ということで、千代田区に加えて、葛飾区、江戸川区、そして柏にもキャンパスがございますので、柏市というような予定になっております。

協定の締結日は、平成24年12月3日となる予定でございます。

報告は以上です。

中川委員長

この二松学舎大学との協定につきまして、何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいですか。

このこと自体はとてもいいことだと思うのですが、他の大学から今後も申

し出があることは考えられないでしょうか。

指導課長 当然そういうことも考えられると思います。協定というレベルで一緒にや
っていくのか、あるいはボランティア的なものだけでやっていくのかという
のが考えられますが、協定という形でしっかり結ぶことによって、学生の保
険だとか、あるいはかかる費用だとか、そういったことのやりとりをきちん
と明確にしておくというメリットがありますので、今後、中学校の数が2校
しかありませんが、大学のご要望の内容をしっかりと検討した上で、協定を結
ぶか結ばないかは、その都度判断してまいりたいと思います。

中川委員長 わかりました。

他によろしいですか。

市川委員 これは、クラブ活動は構わないんですか。

指導課長 当然クラブ活動、部活動等も参加していただくことは可能です。

市川委員 「可能」。

指導課長 はい。学生によっては、週1日、丸々1日来られる学生と、履修している
学科の関係で、半日しか来られないということもあると学校側は言っている
のです。ですので、来た学生が1日いていただければ、部活動も見てくださ
いということは可能です。

近藤委員 60名の教育職員の希望者がいて、30名に絞るということは、大学側にとっ
ては、必須事項ではないわけですか。

指導課長 大学側は、30名に必ず絞ると言っておりますので、履修している学生が大
体60名とおっしゃってしまして、そこから30名というふうに。30名という枠
は決めてしまうというようなことはおっしゃっていました。

近藤委員 そこに入らなければ免許証はもらえないということですか。

指導課長 必ずしもそういうわけではないと思います。

近藤委員 必須事項ではないということですね。

指導課長 はい。そういった意味では、必須事項ではないです。

中川委員長 それでは、2番の白鳥教室、お願いいたします。

指導課長 「白鳥教室（適応指導教室）について」の資料に基づきましてご説明申し
上げます。

この白鳥教室につきましては、今年度から指導課主管ということになって
おりますので、この時期で改めて現状を報告してまいりたいと思います。

まず、目的でございますが、不登校及びその傾向にある児童・生徒に対し
て、教育相談・学習援助、集団活動等を通して対人関係や集団生活への適応
力を高め、学校生活への復帰を促すとともに、将来の社会的自立に向けて支
援をするものでございます。これにつきましては、もう既にご承知だと思ひ
ます。

内容も、ここに書かれてありますように、4月から3月までの間、毎週月
曜日から金曜日までの学校授業日に並行して行っているものです。

また、児童・生徒の状況に応じて指導時間を定めております。生徒によっ
ては、午前中は白鳥教室に来て、午後所属校に行く、あるいは逆のパターン

もあつたりとかもしております。

場所は、神田さくら館の7階でございます。夏季休業中に工事をして、教室環境を整えております。11月15日発行の「かけはし」第98号の3ページ目に、こちらの適応指導教室、白鳥教室という写真と内容について掲載しておりますので、後ほどご確認していただけるとありがたいです。

指導体制につきましては、教育研究所の教育研究専門員が2名、特に1名が担当ということで、中心になって行っております。また、適応指導員が1名、臨床心理士の職員です。それと、支援ボランティア3名を予定しております。こちらの支援ボランティアは学生さんで、不定期に来ていただいております。

平成25年度の体制としては、少し強化をしてまいりたいなと思っておりまして、2名の指導員を非常勤職員として予算要望しているところでございます。

入室状況につきましては、不登校児童・生徒数、欠席日数が30日以上の子童・生徒の数なんですが、6月のふれあい月間の段階では、小学校1名、中学校・中等教育学校が21名でございました。10月末現在で聞き取り調査を行ったところ、小学校が2名と、新たに1名増えております。中学校・中等教育学校は21名で変わりはありません。そのうちの不登校の子どもの中で、この白鳥教室に入室している入室者の数は、小学校はいないのですが、中学校・中等教育学校で5名、男子2名、女子3名の計5名となっております。

また、この白鳥教室を体験して、今後入室するかもしれないという子どもが2名おります。この体験入室を希望されている子どもは、不定期に、来たときに体験して来るというようなものになっております。

なお、参考といたしまして、過去3年間の入室者の数を記載しております。今年は5名となっております。これは、教育研究所の職員が夏休み中に学校を訪問いたしまして、不登校の児童・生徒に対して、白鳥教室という適応指導教室があるので、そちらにも関心を持っていただいて、通級していただきたいということで、回っていた成果が若干上がっております。白鳥教室についてのご案内というしおりも、改めてそれにあわせて配布しているところでございます。

いずれにしても、まだまだ不登校、小学校は少ないですが、中学校が20名前後、毎年おりますので、きちんと適応指導ができるように、白鳥教室の充実を図ってまいりたいと思っております。

報告は以上です。

ありがとうございました。

ご意見、ご質問をお願いいたします。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

中川委員長

◎日程第4 その他

児童・家庭支援センター

(1) 子ども発達センター「さくらキッズ」パンフレット配布について

中川委員長	それでは、その他の報告事項に入ります。
児童・家庭支援センター所長	それでは、各課長からお願いいたします。まず、児童・家庭支援センター所長お願いします。
	お手元に、「子ども発達センター「さくらキッズ」」というパンフレットを本日配付させていただいております。
	こちらは、平成24年12月1日にオープンしますさくらキッズにあわせまして作ったものでございます。
	このパンフレットを、保健所の健診の時や児童館のイベント、それから保育園の保護者会などで配りまして、更に施設の周知を図って、心配なことを抱えている保護者の方、お子さんについて、支援を強化していきたいと考えております。
	12月1日は、予定どおり、1時半から式典に続きまして、内覧会を行います。
	施設は、ほぼ全て工事のほうは完了しまして、とても明るい、子どもが安心して、安全面も配慮した施設になっておりますので、ぜひ足を運んでいただければと思っております。
	私からのご報告は以上でございます。
中川委員長	ありがとうございました。
	この件に関しまして、何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
	(「なし」の声あり)
中川委員長	では、特にないようですので、ほかの課長さんからいかがですか。よろしいですか。
	(「なし」の声あり)
中川委員長	それでは、教育委員の皆さんから何かありましたら。よろしいですか。
	(「なし」の声あり)
中川委員長	それでは、特にないようですから、以上をもって、本日の定例会を閉会いたします。
	ありがとうございました。